

豊中市社会福祉協議会 広報紙「豊中市社協みんなの福祉」 広告掲載要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、豊中市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が発行する広報紙『豊中市社協みんなの福祉』(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載広告の基準)

第2条 掲載することができる広告は、広報紙の品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性及び宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 当該広告事業の内容を、市社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 市社協の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護および健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 求人広告のみを目的とするもの
- (13) 個人の氏名広告にあたるもの
- (14) その他、市社協が掲載する広告として不適切であるとみとめられるもの

(掲載申込者の制限)

第3条 広報紙に広告の掲載を希望するもの(以下「申込者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しない法人及びその他団体並びに個人事業主とする。

- (1) 風俗営業等の規制及びその他団体並びに個人事業主とする。
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこにかかわる業種又は事業者
- (5) ギャンブルにかかわる業種又は事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中の業者
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない事業者

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、公共性の高いもの及び地域性を優先して掲載する。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに類するものが掲載しようとする広告
- (2) 公益法人が掲載しようとする広告。市内に事業所等を有するものを優先する
- (3) 公共性の高い企業が掲載しようとする広告
- (4) 企業、個人事業者で市内に事業所等を有するものが掲載しようとする広告
- (5) その他、本会が掲載する広告として妥当であると認めるもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、以下に定めるとおりとする。

規格1 縦71mm×横53mm 又は 縦53mm×横71mm

規格2 縦71mm×横106mm 又は 縦106mm×横71mm

(広告料)

第6条 掲載1回あたりの広告料については、以下のとおりとする。

規格1 45,000円(税別)

規格2 90,000円(税別)

※組織構成会員は、上記規格1あるいは規格2の金額より2,000円を割引くものとする

(広告の掲載位置)

第7条 広告の掲載位置は、市社協が指定する

(広告の掲載数)

第8条 広報紙1回の発行について、2ヶ所まで広告を掲載することができる。

ただし、規格2掲載の場合は、1ヶ所のみの掲載とする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 (1) 広告は機関紙の発行ごとに募集する。ただし、連続する3回分まで申込みすることができる。

(2) 申込者は、豊中市社会福祉協議会広報紙「豊中市社協みんなの福祉」申込書を社協が指定する期日(発行予定月の3ヶ月前の1日)までに提出しなければならない。締切日が休日にあたる場合、翌営業日を締切日とする。

(3) 申込者は、豊中市社会福祉協議会広報紙「豊中市社協みんなの福祉」申込書を市社協に提出しなければならない。

(4) 市社協は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

- 第 10 条 (1) 広告掲載の決定を受けた者(以下、「広告主」という。)は、市社協が指定する期日までに、
広告原稿を提出しなければならない。
- (2) 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に市社協と協議
しなければならない。
- (3) 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

- 第 11 条 広告主は、市社協が発行する請求書により、当該請求書発行から起算して 30 日以内に、広
告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

- 第 12 条 広告掲載料は返還しない。ただし、市社協の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、
この限りではない。

(広告掲載の取消)

- 第 13 条 市社協は、次の規定に該当する場合、掲載決定後であっても、広告掲載を取り消すことがで
きる。
- (1) 広告主の事業内容が、広告掲載申込時から変更され、第 2 条の各号の規定に反する状態に至
っていると判断したとき
- (2) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、広告主に関係する事情により、当
該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき

(補 則)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し、必要な事項は、会長が定める。

- 附 則 この要綱は、平成 16 年 5 月 20 日から実施する。
- この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から一部改正する。
- この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から一部改正する。
- この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。
- この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から一部改正する。
- この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正する。